

「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」(第7回)及び
「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」(第6回)議事要旨

【開催日時】 平成14年5月24日(金) 午後4時～5時35分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】

1. 投信 DVP 決済スキーム検討タスクフォースにおけるこれまでの検討状況の報告等について
2. 一般債の新決済制度検討タスクフォースにおけるこれまでの検討状況の報告等について
3. 証券決済制度改革に関するコンサルティングについて
4. その他
 - (1)「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ」(仮称)の設置について
 - (2)その他の証券決済制度改革の状況について

【議事要旨】

1. 投信 DVP 決済スキーム検討タスクフォースにおけるこれまでの検討状況の報告等について
投信 DVP 決済スキーム検討タスクフォースの播磨主査より、同タスクフォースにおいて取りまとめられた「投信 DVP 決済スキーム検討タスクフォース論点整理(未定稿)」等配付資料([別紙参照](#))に基づいて説明が行われ、証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ(以下「改革推進 WG」という。)はこれを了承した。

※ 改革推進 WG の下に昨年9月12日に設置された「投信 DVP 決済スキーム検討タスクフォース」では、投資信託の DVP 決済実務に絡んだ法制面対応を中心に検討が行われてきた。今回の報告により、法制面対応について検討を終え、一応の目的を達したため、同タスクフォースは本日をもって解散した。

2. 一般債の新決済制度検討タスクフォースにおけるこれまでの検討状況の報告等について
事務局より、「一般債の新決済制度検討タスクフォース」において取りまとめられた「一般債の新決済制度検討タスクフォース検討事項(未定稿)」([別紙参照](#))について説明が行われ、一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ(以下「一般債 WG」という。)はこれを了承した。

※ 一般債の新決済制度検討タスクフォースは、昨年9月12日開催の改革推進 WG において、「法制面の検討の動きに留意しつつ、一般債の新決済制度の課題について早期に検討してもらいたい」旨の意見が出されたことから、その要請を受け、一般債 WG の下に昨年9月19

日付けで設置されたもの。今回の報告により、同タスクフォースについては、一応の目的を達したため、本日をもって解散した。

○上記1及び2に関連した主な意見

- ・ 今後、商品毎のDVPの検討に当たって、コストについても考慮されるとのことだが、DVPはリスクの削減につながるものなので、多少のコスト増加を伴うものと理解している。したがって、商品毎のコスト・ベネフィットについて考慮することも必要だが、複数の商品にまたがった上での効率性(efficiency)についても検討していただきたい。

3. 証券決済制度改革に関するコンサルティングについて

事務局より、改革推進WGの発足当初から計画していたコンサルティングの活用について、現在、改革推進WGのコア・メンバーの方々を中心に、コンサルタント会社に証券決済制度改革に関するコンサルティング(証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール(工程表)の作成作業等)を委託することについて作業を進めている旨説明が行われ、改革推進WGは原案どおりコンサルティングを実施することを決定した。

今後のスケジュールは、コンサルタント会社を6月上旬に決定し、本年9月末を目途に当該コンサルティングに係る調査報告書を提出してもらう予定である。

○ 主な意見

- ・ 昨年8月13日の改革推進WGの議事要旨を配付していただいているが、この3ページ目にあるような観点でコンサルティングを活用していただければと考えている。ただし、法制面の手当てが行われつつあることや電子CPや一般振替DVP等、現場を含めた議論が進んでいることなど当時とは環境が異なっているところもある。現在、我々も色々と検討はしているものの、先程意見があった複数商品を取扱う場合の効率性など、まだもやもやしている所があるので、コンサルティングを活用することによってそのような点を整理していただき、あるべき方向性を明確に打ち出してもらえればと考えている。そして、グランドデザインについてコンセンサスを得た上で、今後、より具体的な検討に本格的に入って行ければと思う。

4. その他

(1)「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ」(仮称)の設置について

国債清算機関の設置については、理財局の国債市場懇談会の要請に基づき、昨年5月以降、国債の清算機関等に関する勉強会において検討を行ってきたが、去る4月12日に開催された同勉強会(同勉強会は同日をもって解散)において、国債の清算機関の設立を前提に業務内容を整理した素案が作成されたところである。

これを受け、事務局より、今後、国債清算機関の設立に向けた具体的な検討については、証券受渡・決済制度改革懇談会の下で、実務者によるワーキング・グループを設置して検討することとしたい旨報告が行われた。

(2) その他の証券決済制度改革の状況について

事務局より、証券決済制度改革の進捗状況について報告が行われた。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

TEL: 03-5649-3980

※本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。